

(1) 緊急時の災害・事故対応の基本方針

◎すべてに優先して、児童の安全を確保することを基本方針とし、以下のようにします。

- ① 緊急時の災害・事故においては、全ての学校活動に優先して、安全確保のための避難態勢及び事故対応態勢をとります。
- ② 緊急時の災害・事故において、あらかじめ組織した緊急対策委員会により避難態勢及び事故対応態勢をとります。また、国・東京都や江戸川区の指示がある場合には、基本的にそれを受けて対応します。
- ③ 緊急時の災害・事故に備え、従来の避難訓練に加えて様々な事故・事態を想定した、より万全な訓練を計画的・定期的実施します。
- ④ 児童がわかりやすく実践的に防災知識が身に付くように、また、危険回避能力が高まるように適宜必要に応じた指導を行い、児童の防災意識・危機回避意識を高めていきます。
- ⑤ 緊急時において、家庭・保護者との連絡手段の確保に努めます。そのため、代表の固定電話（災害時受信専用電話1台、発信電話1台）・災害時優先電話・固定電話型PHSに加え、状況に応じてNTTの非常用特設電話を職員室前に5台（内国際通話利用可1台）開設します（通話制限時でも災害優先電話・防災用電話は確保されます）。
- ⑥ 保護者・関係者には、学校ホームページや緊急連絡メール等により、詳細状況をお知らせします。外出先でも、必要に応じて可能な限り速やかに児童の状況が把握できるように努めます。
- ⑦ 必要に応じて、区教育委員会・病院・保健所・消防署・警察署等との連携を速やかにとります。
- ⑧ 保護者と連携し、状況に応じて24時間態勢で児童の安全を確保します。そのため、負傷児童・学区外からの通学児童・帰宅しても保護者不在の児童等の帰宅困難者については、事態が解消されるまで学校で保護します。

(2) 学校活動中における発災及び事故発生時の非常・緊急態勢

◎災害及び事故種別ごとに、以下のように対応します。

【地震】

- ・地震発生時には机の下にもぐったり、校庭・体育館の中央に集まって座ったりするなど、安全確保のための初期対応を図り、揺れが収まったら二次対応を行います。
- ・東京湾に津波警報が発令された場合は、最上階に避難します。
- ・震度5強以上の場合は、原則保護者が引き取るまで学校に待機させます。待機した場合は、学校ホームページや緊急連絡メールで安否の確認がとれるようにします。災害対策本部（教育委員会を含む）が立ち上がり、指示が出た場合は、その指示に従った対応をします。
- ・震度5弱以下の場合は、原則的に下校させますが、公共交通機関がマヒした場合は、全員学校に待機させ、震度5強以上と同じ対応をします。

【落雷】

- ・学校が直接遠雷を確認した場合、または区災害対策課より学校の職員室設置の防災無線を通じて注意報・警報連絡が入った場合は、校庭等屋外での活動を直ちに中止し、安全な場所において待避します。

【火災】

- ・火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路で速やかに校舎外に避難します。

【事故】

- ・事故が発生した場合、まず迅速に負傷者を保護し安全な場所に避難させます。その後速やかに管理職に報告し、対応の指示を受けるようにします。
- ・事故状況により、警察、消防への出動要請を行います。
- ・教育委員会、関係各機関には連絡を行いますが、マスコミの取材に対しては決してひとり一人が憶測で答えず、管理職が一括して答えるようにします。
- ・事故後はスクールカウンセラーと連携しながら、児童のメンタル面への影響が最小限に留まるよう支援していきます。

【原発事故】

- ・学校は国・東京都・江戸川区の指示のもと、屋外での活動を制限する等、状況に応じて対応します。重大な状況下においては、原則、児童を速やかに下校させます。
- ・学校を含む地域における計画停電が夜中・早朝・午前中等に予定・実施された場合、食材の調達困難や調理員人材不足等により、簡易な給食の提供になる場合があります。また、完全にその提供ができない場合は午前中の授業のみ実施し、その後は下校とします。
- ・基準値以上の放射能汚染や停電により飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて水分の持参をお願いすることがあります。

【台風・洪水・火山噴火・その他の自然災害等】

- ・学校では最新情報をもとに、国・東京都・江戸川区の指示も受けながら、状況に応じた対応をします（原則、学校待機で保護者引取りの対応をします）。

【不審者】

- ・学校は登下校時を除き、敷地出入り口、各玄関を原則閉門します。不審者侵入の場合は、状況に応じて児童をより広く安全な場所に避難させ、110番通報とともに不審者には教職員が対応します。
- ・状況に応じて、集団下校させる場合もあります。その場合は、人員点呼・諸注意の後、途中まで教職員の引率・誘導のもとに帰宅させます。

(3) 学校活動中における発災時等の避難所業務について

◎本校は発災時の避難所として、以下の役割を担います。

【業務内容】

- ・学校活動中に発災した場合、非常配備態勢をとります。避難者を受け入れ、避難所運営協議会及び避難者の協力を得て、避難所開設を行います。その場合、避難所開設指定職員が到着するまで、一時的に運営主体を担います。

【安全確保・状況整理】

- ・教職員は、校長（施設管理責任者）の指揮のもと、速やかに被害状況を確認します。

【避難所の確保】

- ・教職員は、在校児童及び避難者の待機スペースを、予め決められた避難所レイアウトに従って確保します。

【避難所の開設準備】

- ・教職員は、校長の指示のもと、江戸川区避難所開設・運営マニュアルに順じて準備を進めます。

(4) 非常時等のお問い合わせ先について

- ・清新第一小学校代表電話 03-3878-1271
- ・清新第一小学校FAX 03-3869-0140
- ・清新第一小学校ホームページURL <http://edogawa.schoolweb.ne.jp/seishin1-e/>

(5) 熱中症対応

普段からの指導による予防、症状の把握、応急処置について以下のように行います。

予防：① 暑さに体を慣れさせる。（外遊び等の励行）

② 高温・多湿・直射日光を避ける。（6月より外での活動は校帽を着用させる）

③ 水分補給を計画的にかつこまめにするように指導を徹底する。

④ 運動時には計画的な休憩をさせる。

⑤ 規則正しい生活をさせる。

〈熱中症と思われる症状〉

めまい・たちくらみ・筋肉痛・大量の汗をかく・頭痛・吐き気・倦怠感・脱力感・けいれん・体温が高い反応が悪い・意識がない等

◎応急処置

①意識がある場合は、涼しい場所へ避難し、体を冷やし水分補給をします。

②意識がない場合は、救急車を要請し、要請後①の対応を継続します。

(6) 食物アレルギー対応

学校は児童が健康な生活を営めるよう、家庭の食事療法に協力する立場で、次の原則のもと安全性を最優先とし、可能な範囲で対応します。

〈原則〉

学校給食における食物アレルギー対応は、過敏植物・食品の完全除去対応を基本とします。ただし、牛乳・乳製品アレルギー及び口腔アレルギー症候群の対応においては、医師の指示のもと、一部個別対応も行います。